

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

水泳等の事故防止について（通知）

このことについて、別添写しのとおりスポーツ庁次長から通知がありました。つきましては、貴市町村が設置するプール（指定管理者が管理するものも含む。）及び貴管下の学校のプールにおける今夏の水泳等の事故防止のため、関係機関・団体と密接な連携を図り、地域の実情に即した適切な措置の徹底、安全指導及び事故防止のための周知を図るとともに、衛生管理についても御配慮くださるようお願いいたします。

また、貴管下の学校（園）長に対し、下記事項等について指導の徹底を図り、水泳の授業及び水遊びやスポーツ活動等を行う場合の安全確保に万全を期すよう御指導ください。

なお、貴市町村の関係部局等への周知も併せてお願いいたします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点における水泳学習については、「学校の水泳授業における感染症対策について（依頼）」（令和3年4月12日付け鹿児島県教育委員会教育長）を参照し、引き続き感染拡大防止策を十分に講じて行うこと。
- 2 小中学校の水泳の授業におけるスタートの指導については、飛び込みによるスタート指導は行わず、水中からのスタートを指導すること。
また、高等学校においては、生徒の技能の実態に応じた段階的な指導を行うとともに、安全を十分に確保すること。
- 3 児童生徒の水難事故は、学校の夏季休業に入った直後に多発する傾向があるものの、夏季休業前や終了後にも発生していることから、学校においては、年度の早い時期から継続して水泳の事故防止に関する心得を十分指導するとともに、PTA等を通じて家庭にも指導の趣旨を周知すること。
- 4 児童生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときは、必ず保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導するとともに、事前に、行き先、帰宅の予定日時、同行者等を家庭に知らせる習慣を付けるよう指導すること。
- 5 学校周辺にある海、堤防、河川、河口付近、湖沼池、側溝、プール、ダム、港及びその他遊泳禁止区域など、水難事故発生のおそれがある危険箇所について再点検を行うとともに、それらの危険箇所を児童生徒に示すなど具体的な安全指導を行うこと。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：田丸
電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671
mail: gakutai@pref.kagoshima.lg.jp
保健体育課スポーツ振興係 担当：新保
電話 099-286-5320 FAX 099-286-5671
mail: s-sports@pref.kagoshima.lg.jp